

# 独立行政法人農業者年金基金がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

令和7年12月24日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（令和7年9月3日農林水産省）に基づき、独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## 記

### 第1 実施計画の対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、基金が行う全ての事務及び事業を対象とする。

### 第2 実施計画の期間

本計画は、2040（令和22）年度までの期間を対象とする。

### 第3 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2025（令和7）年度を基準として、基金の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030（令和12）年度までに5%削減、2035（令和17）年度までに10%削減、2040（令和22）年度までに15%削減することを目標とする。

この目標は、基金の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

### 第4 措置の内容

政府実行計画に定める各措置について、基金においては以下のとおり取り組む。

#### 1 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

## (1) 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

基金は、民間ビルに入居しており、その電力契約は入居するビル管理会社が行っていることから、直ちに電力の60%以上を再生可能エネルギーとすることは困難であるが、2030（令和12）年度までに基金で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギーとするよう、ビル管理会社等の関係先に働きかけを行っていくよう努める。

## (2) 省エネルギー型機器の導入等

- ① エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。
- ② 機器の省エネルギー mode 設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

## (3) GX製品の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、基金の事務及び事業における率先調達に取り組む。

## (4) その他

- ① 自動車利用の抑制等
  - ア ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、役職員及び来訪者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
  - イ 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等の公共交通機関や自転車の利用を推進する。
- ② リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達  
温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース製品及びリユース可能な製品並びにリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。
- ③ 用紙類の使用量の削減  
用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行うこととする。
- ④ 再生紙の使用等  
間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率のより高いコピー用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等については、合法木材等や再生紙を使用した紙又は森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。
- ⑤ 合法木材等、再生品等の活用  
合法木材等や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等

に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

## 2 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 賃貸借契約を締結しているビル管理会社と、更なる省エネルギー対策の取組について継続的な協議を行う。
- ② 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、事務室内における適切な室温管理を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫など、省エネルギー行動も併せて実践する。
- ③ 夏季における建物内での服装について、クールビズを励行する。また、冬季における建物内での服装について、ウォームビズを励行する。
- ④ 残業のための点灯時間の短縮等のため、水曜日・金曜日の定時退勤の一層の徹底を図る。
- ⑤ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。

### (2) 廃棄物の 3 R + Renewable

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量の削減に向けて、3 R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+バイオマス化・再生材利用等（Renewable）の徹底を図る。

- ① 事務所等から排出されるプラスチックごみについては、排出の抑制及びリサイクルを実施する。また、プラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。
- ④ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ⑤ 分別回収ボックスを十分な数で事務室内に適切に配置する。
- ⑥ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。
- ⑦ シュレッダーの使用抑制を図る。
- ⑧ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ⑨ 廃棄する OA 機器及び家電製品が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑩ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。
- ⑪ カラー印刷については、業務の性質に応じ、真に必要な資料に限るなどして使用の抑制に努める。
- ⑫ 会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）にのっとり、飲料提供にワンウ

エイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

- ⑯ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

(3) 基金主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

イベント等の主催に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化や参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減及びごみの分別やごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化並びにパンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、民間団体等が主催するイベントの後援等に当たっても、これらの取組を行うよう主催者に促す。

(4) 基金の事務・事業における Scope 3 排出量への配慮

基金の事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

### 3 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退勤の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークやウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

### 第5 基金の実施計画の推進体制の整備と実施状況の評価・点検

本計画の推進・評価・点検は、関係各室部の協力の下、総務部総務課において実施し、統括管理は総務部長が行う。

本計画の実施状況について、毎年度、定量的に点検を行い、目標達成の蓋然性の向上に努める。点検に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況や組織単位の進捗状況について、実施計画に定めた各種指標や過去の実績値等との比較に基づく評価等を行い、公表する。また、組織の大幅改編等があった場合には、こうした要因についても分析を行い、公表する。